三井住友信託銀行株式会社 松山支店

遺贈寄付に関する愛媛県との協定締結について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行は愛媛県との間で、遺贈に関する協定を締結いたしました。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客様から「遺産を地域のために役立てたい」というご相談を受けることが増えてきています。今般、このようなご厚意に応えるため、それぞれの銀行が取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を円滑に愛媛県に寄付するための提携を開始しました。

当社では遺言信託をとおして、遺贈による寄付実現のお手伝いをさせていただきます。

導入日:2021年11月29日 遺言信託による遺贈の流れ

相談・遺贈申し入れ	愛媛県への遺贈による寄付をお考えの方は、愛媛県を通じて当社に
	ご相談いただくか、または当社へ直接ご連絡下さい。
ご相談	当社の財務コンサルタント等、専門のスタッフがご相談を承ります。
遺言書の作成	遺言書は、原則として公正証書で作成いただきます。(※1)
	公証役場所定の公正証書作成の手数料が必要となります。
	当社所定の遺言信託手数料(※2)を申し受けます。
遺言書の保管	当社が遺言書正本(※1)を保管します。
遺言の執行	ご逝去の通知があり次第、当社が遺言を執行いたします。
	当社は遺言執行者として、遺言書の内容にしたがって愛媛県への遺
	贈手続きを行います。
	執行完了時に当社所定の遺言執行報酬(※2)を申し受けます。

- ※1 自筆証書遺言での作成についてもご相談を承ります。この場合、自筆証書保管制度を利用します。遺言書は法務局へお預けいただき、当社では法務局が作成する「保管証」をお預かりします。
- ※2 当社にお支払いいただく手数料、遺言執行報酬の詳細については当社ホームページ等をご確認ください。(https://www.smtb.jp/)

以上